

4. あさひ子どもの未来応援助成金

1. 主旨・財源

身近な地域での子ども食堂、学習支援、居場所づくり等、旭区の子どもの育ちを支援するために実施する事業について助成します。財源は、寄付者の意向に基づき創設した「あさひ子どもの未来応援基金」です。

2. 助成金交付団体

上記主旨の取組を自主的に行う、または行う予定のある単一のグループ・団体
※1 団体 1 事業の申請

3. 対象の活動

主に旭区内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するもの。

- (1) 主に子どもを対象に食事の提供や学習支援、居場所づくり等、身近な地域における子どもの育ちを支援することを目的とした取組であること。
- (2) 2 ヶ月に 1 回以上継続的に活動を行うこと（ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催が出来なかった場合を除く）。
- (3) 参加費が無料又は低廉（実費相当程度）であること。

※ 次の各号に該当する事業は対象外となります。

- (1) 営利目的または特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。
- (2) 団体構成員のみの交流や親睦を主な目的とするもの。
- (3) 未就学児の子と保護者のみが対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
- (4) 公的サービスと同一事業であるもの。
- (5) 行政（国・県・市・区）からの補助・助成を受けているもの。
- (6) 政治上の主義を推進するもの。
- (7) 宗教の教義を広め、信者を教化育成するもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。

4. 受付期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）まで随時受付

※ただし、新規立ち上げ団体は 12 月 20 日（金）まで

5. 申込方法

まずは、助成金担当職員へご相談ください。 ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内にご提出ください。手続き方法は P 2 「旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ」のとおり。

6. 助成要件・助成限度額・助成対象経費

別紙を参照してください。

※1,000 円単位で申請してください。

7. 提出書類

1. 申請書
2. 活動内容が分かる資料（企画案、周知チラシ等）

8. 審査方法

本会会長決裁とします。

9. その他

1. 「あさひふれあい助成金」等と重複申請が可能です。重複して申請可能な助成金については、別紙を参照してください。
2. その他、社会情勢を踏まえて特定の目的をもって交付される「臨時交付金」については、重複申請が可能です。
3. 収支報告において支出額が助成額を下回った場合は、その差額を返還いただきます。

★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。
皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 電話：045-392-1123 / FAX：045-392-0222

Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

別表1（第6条 助成要件・助成限度額・助成対象経費）

	回数要件	人数要件・助成限度額	
		1回あたりの子どもを含む参加者数が概ね10名以上で開催できる規模を用意していること	1回あたりの子どもを含む参加者数が概ね20名以上で開催できる規模を用意していること
1	年72回以上(月6回程度)	230,000円	280,000円
2	年48回以上(月4回程度)	160,000円	200,000円
3	年36回以上(月3回程度)	120,000円	150,000円
4	年20回以上(月2回程度)	70,000円	90,000円
5	年10回以上(月1回程度)	50,000円	60,000円
6	年6～9回	40,000円	50,000円
7	新規立ち上げ(※2)	40,000円	40,000円
【対象経費】 ・器具・什器費(主に子どもが直接使用する学習機材等にかかる備品、事業にかかる備品等) ・消耗品費(主に子どもが直接使用する文具や学習教材にかかる経費、事業にかかる物品等) ・食材費(食料、食材等の購入にかかる経費) 等			

(※1) 1,000円単位での申請となります。

(※2) 申込時点で活動実績のない団体は、新規立ち上げ区分での申込となります。
 年度内に2回以上の活動が必要です。

別表2（第7条 本会の他の助成金との重複申請）

助成金名	重複申請の可否
あさひふれあい助成金	可
ボランティア活動備品及び物品購入助成金	可（本会第6種会員のみ）
周年事業・記念誌発行等助成金	可（本会正会員のみ）
地域の見守り支えあい活動助成金	否